

こばとこども園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人育生会
所在地	青森県八戸市沼館一丁目2番35号
電話番号	0178-43-4523
代表者氏名	理事長 飯田 雄一

2 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	こばとこども園		
施設の所在地	青森県八戸市沼館一丁目2番35号		
連絡先	0178-43-4523		
管理者	園長 飯田 由紀		
利用定員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	15人	35人	35人
開設年月日	平成 27年 4月 1日		
事業所番号	3200005		

3 施設の目的及び運営の方針

- (1)生命を尊重し、子ども一人ひとりの心身の健康と情緒の安定を図る。
- (2)子どもらしく生きるために、子どもが主体的に環境にかかわって育つ異年齢児保育を行い、その中で主体性、協調性、道徳性を身につける。
- (3)多様な人間関係と豊かな発想を保障するチーム保育とゾーン保育を行う。
- (4)自然の美しさや尊さ、人間の優しさや強さに気付かせ感性を育てる。
- (5)地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (6)八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26年八戸市条例第 31 号）のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

4 施設・設備等概要

敷 地	敷地全体	2826.56㎡
	園庭第一	575.30㎡
	園庭第二	680.95㎡
園 舎	構 造	鉄骨造
	延べ面積	721.0㎡
	築年月	平成21年12月

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1	BABY りす組(0歳児クラス:R5.4月~R6.3月生)
ほふく室	1	りす組(1歳児クラス:R4.4月~R5.3月生)
保育室	3	うさぎ組(2歳児クラス:R3.4月~R4.3月生) こあらグループ(3歳児クラス:R2.4月 R1.5月~R3.3月生) くまグループ(4歳児クラス:H31.4月~R2.3月生) きりんグループ(5歳児クラス:H30.4月~H31.3月生)
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	

5 職員の配置状況(児童数により変動あり)※令和6年7月現在

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	嘱 託
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
指導保育教諭	2	2		
保育教諭	15	10	5	
栄養士	1	1		
調理員	2	1	1	
看護師	1		1	
事務員	1		1	
用務員	1		1	
学校医	1			1
学校歯科医	1			1
学校薬剤師	1			1

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月 1日~ 6月30日 ・2学期 7月 1日~ 9月30日 ・3学期 10月 1日~12月31日 ・4学期 1月 1日~ 3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 8月13日 ~ 8月16日 ・冬季休園 12月29日 ~ 1月 3日 ・春季休園 3月29日 ~ 3月31日	

7 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

- ア 教育時間 9時00分から13時00分
- イ 一時預かり 7時00分から 9時00分 13時00分から19時00分

(2) 保育標準時間

- ア 保育時間 7時00分から18時00分
- イ 時間外保育 7時00分から19時00分までの間で11時間を超えた時間

(3) 保育短時間

- ア 保育時間 8時00分から16時00分
- イ 時間外保育 7時00分から19時00分までの間で8時間を超えた時間

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時15分頃	
1歳児	10時00分頃	11時40分頃	15時15分頃	
2歳児	10時00分頃	11時45分頃	15時15分頃	
3歳児		12時00分頃	15時15分頃	
4歳児		12時00分頃	15時15分頃	
5歳児		12時00分頃	15時15分頃	

(3) 子育て支援事業

子育て相談、一時預かり、時間外保育

(4) こども誰でも通園制度試行的事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。ただし、兄弟姉妹が当園の在園児である児童を優先します。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の1ヶ月前までに園へお申し出ください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

- ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1ヶ月前までに園へお申し出ください。

(4) 休園

児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	中山こどもクリニック
医 院 長 名	中山 信吾
所 在 地	八戸市江陽一丁目18-5
電 話 番 号	0178-47-9900

(2) 歯科

医療機関の名称	シンフォニー・デンタル・クリニック
医 院 長 名	高橋 桂子
所 在 地	八戸市沼館四丁目4番8号 シンフォニープラザ沼館 2F
電 話 番 号	0178-45-0418

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口
・解決責任者 飯田 由紀 ・受付担当者 大島 裕美子 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください) ・相談時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 0178-43-4523 ・FAX 番号 0178-43-4531

第三者委員		
氏 名	川口 孝子	浪岡 真嗣
住 所	八戸市根城9丁目13-3	八戸市沼館一丁目8-11
電 話 番 号	0178-38-5670	0178-43-3024
役職・肩書等	社会保険労務士	沼館・城下地区子供会会長

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・非常用電源 ・消火器 ・カーテン・敷物・建具等の防災処理 ・震災用備蓄：食糧（米、調味料、缶詰、お菓子等） 飲料水（2L×30本、500ml×100本） 拡声器・携帯ラジオ・携帯トイレ・携帯電話等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。 （洪水避難、津波避難を含む）
避難場所	第1次：八戸市公会堂 第2次：城下小学校

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) お休みするとき、遅刻するときは9時までに連絡アプリ(コドモン)でお知らせ下さい。
- (3) 朝10時に玄関の鍵がかかります。10時以降の登園の際は、インターホンを押してください。
- (4) 送迎の際車から離れるときは鍵をかけて貴重品を持ち歩き盗難に気をつけてください。
- (5) 送迎の際は必ずチャイルドシート・ジュニアシートを着用するなど交通ルールを遵守してください。
- (6) 園児の送迎は原則保護者です。保護者以外の方が送迎される場合は連絡アプリ(コドモン)でその都度お知らせください。
- (7) 園敷地内等で保護者・職員へのセールスや宗教の勧誘は禁止しております。
- (8) 玄関の連絡事項の掲示、連絡アプリ(コドモン)のお知らせは必ず確認してください。
- (9) 園から保護者に交付する文書は連絡アプリ(コドモン)で保護者の使用するスマートフォンに送信いたします。

1 実費に係る利用者負担額

①利用児童に係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
教材費	カラー帽子など個人使用のもの (学年により異なる)	年額2,000円 ~6,000円
行事参加費	年長・・・遠足、スケート等に係る費用	年度、行事により変動あり

②1号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
保険料	日本スポーツ振興センター災害共済掛け金	年度により変動あり
給食費(月~金)	主食費(400円) 副食費(3,600円)	月額 4,000円

③2号認定子ども及び3号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
保険料	日本スポーツ振興センター災害共済掛け金	年度により変動あり
給食費(月~土)	主食費(500円) 副食費(4,500円)	月額 5,000円

④3号認定子どもに係る費用

項目	内容(負担を求める理由・目的)	金額
保険料	日本スポーツ振興センター災害共済掛け金	年度により変動あり
おむつ負担金	おむつ保護者負担金(0歳児・任意)	月額 1,500円

2 一時預かりに係る費用

在園児(1号認定子ども預かり保育)

※保育を必要とする事由を証明する書類を市に提出し認定を受けた児童は、月額11,300円と450円×月の利用日数のいずれか少ない額が幼児教育・保育無償化により無償化されます。

平日 (7時から9時、15時から19時)	1時間 150円 3時間~ 450円
土曜日及び長期休園期間	1日 650円(9時から15時、給食費200円含む) 1時間 150円、3時間~ 450円(上記以外)

在園児以外

平日 (9時から17時)	3歳未満児 30分 150円 3歳以上児 30分 100円
給食費	なし
昼寝布団(レンタルする場合)	なし

3 時間外保育に係る費用

1時間 100円 但し、午後7時以降 30分毎 300円

4 こども誰でも通園に係る費用

平日 (9時から17時)	0歳6か月から3歳未満児 1時間 300円 1か月10時間まで
給食費	なし
昼寝布団(レンタルする場合)	なし

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を発行します。